

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 38 (39)	人 299,851 (301,926)	人 881 (844)	人 41 (40)	人 4,745 (4,814)	人 0.0 (0.0)	人 6,548.0 (6,542.0)	人 156.0 (141.0)	% 2.18 (2.17)	機関 38 (39)	% 100.0 (100.0)
行政機関	機関 29 (30)	人 272,626 (274,818)	人 820 (783)	人 41 (40)	人 4,248 (4,319)	人 0.0 (0.0)	人 5,929.0 (5,925)	人 150.0 (134.0)	% 2.17 (2.16)	機関 29 (30)	% 100.0 (100.0)
立法機関	5 (5)	3,256 (3,302)	6 (7)	0 (0)	58 (58)	0.0 (0.0)	70.0 (72.0)	1.0 (1.0)	2.15 (2.18)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	23,969 (23,806)	55 (54)	0 (0)	439 (437)	0.0 (0.0)	549.0 (545.0)	5.0 (6.0)	2.29 (2.29)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分				
計	人 6,548.0 (6,542.0)	人 870 (841)	人 39 (40)	人 4,585 (4,736)	人 6,364 (6,458)	人 86 (129)	人 11 (3)	人 2 (0)	人 77 (24)	人 101 (30)	人 61 (11)	人 83 (54)	人 0.0 (0.0)	人 83.0 (54.0)	人 9.0 (1.0)				
行政機関	人 5,929.0 (5,925.0)	人 809 (780)	人 39 (40)	人 4,092 (4,243)	人 5,749 (5,843)	人 81 (123)	人 11 (3)	人 2 (0)	人 75 (23)	人 99 (29)	人 60 (10)	人 81 (53)	人 0.0 (0.0)	人 81.0 (53.0)	人 9.0 (1.0)				
立法機関	人 70.0 (72.0)	人 6 (7)	人 0 (0)	人 56 (56)	人 68 (70)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (1)	人 2 (1)	人 1 (1)	人 0 (1)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)				
司法機関	人 549.0 (545.0)	人 55 (54)	人 0 (0)	人 437 (437)	人 547 (545)	人 5 (6)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (0)	人 0.0 (0.0)	人 2.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)				

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成19年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成19年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
計	160 (163)	326,448 (334,373)	1,988 (2,012)	42 (32)	3,950 (4,038)	1.0 (0.0)	7,968.5 (8,094.0)	195.5 (155.0)	2.44 (2.42)	152 (151)	95.0 (92.6)
都道府県知事部局	47 (47)	267,644 (275,651)	1,657 (1,680)	21 (18)	3,220 (3,332)	1.0 (0.0)	6,555.5 (6,710.0)	119.5 (100.0)	2.45 (2.43)	47 (47)	100.0 (100.0)
その他の都道府県機関	113 (116)	58,804 (58,722)	331 (332)	21 (14)	730 (706)	0.0 (0.0)	1,413.0 (1,384.0)	76.0 (55.0)	2.40 (2.36)	105 (104)	92.9 (89.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
計	7,968.5 (8,094.0)	1,984 (2,010)	42 (32)	3,885 (3,995)	7,895 (8,047)	189 (147)	4 (2)	0 (0)	13 (9)	21 (13)	5 (7)	52 (34)	1.0 (0.0)	52.5 (34.0)	1.5 (1.0)
都道府県知事部局	6,555.5 (6,710.0)	1,653 (1,678)	21 (18)	3,181 (3,308)	6,508 (6,682)	113 (92)	4 (2)	0 (0)	13 (9)	21 (13)	5 (7)	26 (15)	1.0 (0.0)	26.5 (15.0)	1.5 (1.0)
その他の都道府県機関	1,413.0 (1,384.0)	331 (332)	21 (14)	704 (687)	1,387 (1,365)	76 (55)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (19)	0.0 (0.0)	26.0 (19.0)	0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 2,512 (2,585)	人 962,319 (968,172)	人 5,696 (5,647)	人 160 (133)	人 10,839 (10,677)	人 12.0 (16.0)	人 22,397.0 (22,112.0)	人 893.0 (758.0)	% 2.33 (2.28)	機関 2,107 (2,097)	% 83.9 (81.1)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 22,397.0 (22,112.0)	人 5,670 (5,629)	人 142 (115)	人 10,344 (10,345)	人 21,826 (21,718)	人 779 (716)	人 26 (18)	人 18 (18)	人 253 (171)	人 323 (225)	人 95 (32)	人 242 (161)	人 12.0 (16.0)	人 248.0 (169.0)	人 19.0 (10.0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 141 (144)	人 645,933 (648,285)	人 2,820 (2,722)	人 64 (55)	人 4,755 (4,540)	人 0.0 (0.0)	人 10,459.0 (10,039.0)	人 433.0 (272.0)	% 1.62 (1.55)	機関 78 (78)	% 55.3 (54.2)
都道府県教育委員会	機関 47 (47)	人 553,373 (556,492)	人 2,374 (2,297)	人 57 (51)	人 3,962 (3,743)	人 0.0 (0.0)	人 8,767.0 (8,388.0)	人 322.0 (174.0)	% 1.58 (1.51)	機関 4 (2)	% 8.5 (4.3)
市町村教育委員会	94 (97)	92,560 (91,793)	446 (425)	7 (4)	793 (797)	0.0 (0.0)	1,692.0 (1,651.0)	111.0 (98.0)	1.83 (1.80)	74 (76)	78.7 (78.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	10,459.0 (10,039.0)	2,818 (2,721)	62 (55)	4,679 (4,503)	10,377 (10,000)	408 (264)	2 (1)	2 (0)	30 (10)	36 (12)	23 (7)	46 (27)	0.0 (0.0)	46.0 (27.0)	2.0 (1.0)
都道府県教育委員会	8,767.0 (8,388.0)	2,373 (2,297)	55 (51)	3,899 (3,715)	8,700 (8,360)	301 (170)	1 (0)	2 (0)	27 (8)	31 (8)	21 (3)	36 (20)	0.0 (0.0)	36.0 (20.0)	0.0 (1.0)
市町村教育委員会	1,692.0 (1,651.0)	445 (424)	7 (4)	780 (788)	1,677 (1,640)	107 (94)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	5 (4)	2 (4)	10 (7)	0.0 (0.0)	10.0 (7.0)	2.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人 248 (247)	人 243,297 (454,409)	人 1,326 (2,141)	人 45 (166)	人 2,298 (4,467)	人 9.0 (31.0)	人 4,999.5 (8,930.5)	人 740.5 (2,209.5)	% 2.05 (1.97)	法人 181 (150)	% 73.0 (60.7)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	100 (103)	120,365 (338,157)	689 (1,577)	17 (143)	1,324 (3,587)	7.0 (30.0)	2,722.5 (6,899.0)	351.5 (1,876.0)	2.26 (2.04)	84 (75)	84.0 (72.8)
国立大学法人等	90 (91)	103,173 (99,591)	549 (490)	26 (18)	820 (748)	2.0 (1.0)	1,945.0 (1,746.5)	347.0 (303.5)	1.89 (1.75)	58 (40)	64.4 (44.0)
地方独立行政法人等	58 (53)	19,759 (16,661)	88 (74)	2 (5)	154 (132)	0.0 (0.0)	332.0 (285.0)	42.0 (30.0)	1.68 (1.71)	39 (35)	67.2 (66.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	4,999.5 (8,930.5)	1,262 (2,055)	44 (163)	2,024 (3,747)	4,592 (8,020)	594 (1,701)	64 (86)	1 (3)	101 (331)	230 (506)	104 (311)	173 (389)	9.0 (31.0)	177.5 (404.5)	42.5 (197.5)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	2,722.5 (6,899.0)	674 (1,513)	16 (141)	1,171 (2,944)	2,535 (6,111)	309 (1,422)	15 (64)	1 (2)	53 (308)	84 (438)	25 (277)	100 (335)	7.0 (30.0)	103.5 (350.0)	17.5 (177.0)
国立大学法人等	1,945.0 (1,746.5)	504 (469)	26 (18)	703 (674)	1,737 (1,630)	248 (249)	45 (21)	0 (0)	47 (23)	137 (65)	74 (34)	70 (51)	2.0 (1.0)	71.0 (51.5)	25.0 (20.5)
地方独立行政法人等	332.0 (285.0)	84 (73)	2 (4)	150 (129)	320 (279)	37 (30)	4 (1)	0 (1)	1 (0)	9 (3)	5 (0)	3 (3)	0.0 (0.0)	3.0 (3.0)	0.0 (0.0)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第6号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第7号から第8号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	299,851	6,548.0	2.18	0.0	
行政機関合計	272,626	5,929.0	2.17	0.0	
内閣官房	664	15.0	2.26	0.0	
内閣法制局	71	1.0	1.41	0.0	
内閣府	2,388	51.0	2.14	0.0	
宮内庁	780	21.0	2.69	0.0	
公正取引委員会	748	16.0	2.14	0.0	
警察庁	1,631	40.0	2.45	0.0	
金融庁	1,397	30.0	2.15	0.0	
総務省	5,167	110.0	2.13	0.0	特例承認あり(注4)
法務省	31,813	684.0	2.15	0.0	
公安調査庁	1,496	40.0	2.67	0.0	
外務省	5,603	118.0	2.11	0.0	
財務省	10,858	234.0	2.16	0.0	
国税庁	54,591	1,177.0	2.16	0.0	
文部科学省	2,177	49.0	2.25	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	41,255	943.0	2.29	0.0	
社会保険庁	15,843	334.0	2.11	0.0	
農林水産省	19,847	421.0	2.12	0.0	
林野庁	4,328	92.0	2.13	0.0	
水産庁	502	11.0	2.19	0.0	
経済産業省	5,588	119.0	2.13	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,851	62.0	2.17	0.0	
国土交通省	36,003	784.0	2.18	0.0	
気象庁	4,432	94.0	2.12	0.0	
海上保安庁	90	3.0	3.33	0.0	
海難審判庁	215	5.0	2.33	0.0	
環境省	1,168	26.0	2.23	0.0	
防衛省	19,199	406.0	2.11	0.0	
人事院	661	14.0	2.12	0.0	
会計検査院	1,260	29.0	2.30	0.0	
立法機関合計	3,256	70.0	2.15	0.0	
衆議院事務局	1,231	27.0	2.19	0.0	
衆議院法制局	70	1.0	1.43	0.0	
参議院事務局	976	21.0	2.15	0.0	
参議院法制局	71	1.0	1.41	0.0	
国立国会図書館	908	20.0	2.20	0.0	
司法機関合計	23,969	549.0	2.29	0.0	
最高裁判所	1,018	24.0	2.36	0.0	
高等裁判所	1,765	43.0	2.44	0.0	
地方裁判所	16,314	369.0	2.26	0.0	
家庭裁判所	4,872	113.0	2.32	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	267,644	6,555.5	2.45	0.0	
北海道	16,595	408.0	2.46	0.0	
青森県	4,354	115.0	2.64	0.0	
岩手県	4,096	91.0	2.22	0.0	
宮城県	5,211	127.0	2.44	0.0	
秋田県	3,912	83.0	2.12	0.0	
山形県	5,043	107.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,569	132.0	2.37	0.0	
茨城県	5,302	113.0	2.13	0.0	
栃木県	5,188	124.0	2.39	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	5,021	107.0	2.13	0.0	
埼玉県	8,056	235.0	2.92	0.0	
千葉県	8,783	211.0	2.40	0.0	
東京都	20,515	645.0	3.14	0.0	
神奈川県	8,599	274.0	3.19	0.0	
新潟県	6,503	141.0	2.17	0.0	
富山県	3,644	79.0	2.17	0.0	
石川県	4,118	89.0	2.16	0.0	
福井県	3,312	77.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	4,048	86.0	2.12	0.0	
長野県	6,218	133.0	2.14	0.0	
岐阜県	5,757	122.0	2.12	0.0	
静岡県	6,674	145.0	2.17	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,509	188.0	2.21	0.0	
三重県	4,597	120.0	2.61	0.0	
滋賀県	3,204	78.0	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,561	130.0	2.85	0.0	
大阪府	8,992	271.0	3.01	0.0	
兵庫県	8,493	196.0	2.31	0.0	
奈良県	3,891	91.0	2.34	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,799	84.0	2.21	0.0	
鳥取県	3,496	79.5	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,729	85.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,238	89.0	2.10	0.0	
広島県	6,508	146.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,830	108.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,197	68.0	2.13	0.0	
香川県	3,543	76.0	2.15	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,115	88.0	2.14	0.0	
高知県	3,712	78.0	2.10	0.0	
福岡県	7,847	249.0	3.17	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,098	72.0	2.32	0.0	
長崎県	4,809	103.0	2.14	0.0	特例認定あり(注4)
熊本県	4,863	122.0	2.51	0.0	
大分県	3,874	82.0	2.12	0.0	
宮崎県	3,789	88.0	2.32	0.0	
鹿児島県	5,193	112.0	2.16	0.0	
沖縄県	4,239	108.0	2.55	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
福井県	福井県企業局				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
静岡県	静岡県企業局				
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
長崎県	長崎県病院局				
栃木県	栃木県企業局				

(3) その他の都道府県機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	58,804	1,413.0	2.40	11.0	
北海道企業局	98	4.0	4.08	0.0	
北海道議会事務局	70	2.0	2.86	0.0	
北海道監査委員事務局	50	1.0	2.00	0.0	
北海道警察本部	1,329	29.0	2.18	0.0	
青森県病院局	312	5.0	1.60	1.0	
青森県警察本部	376	10.0	2.66	0.0	
岩手県医療局	3,057	65.0	2.13	0.0	
岩手県企業局	77	1.0	1.30	0.0	
岩手県警察本部	317	6.0	1.89	0.0	
宮城県病院局	237	5.0	2.11	0.0	
宮城県企業局	68	2.0	2.94	0.0	
宮城県警察本部	512	10.0	1.95	0.0	
秋田県警察本部	378	8.0	2.12	0.0	
山形県警察本部	344	9.0	2.62	0.0	
福島県病院局	330	6.0	1.82	0.0	
福島県警察本部	467	10.0	2.14	0.0	
茨城県企業局	189	4.0	2.12	0.0	
茨城県病院局	314	6.0	1.91	0.0	
茨城県警察本部	508	12.0	2.36	0.0	
栃木県警察本部	441	11.0	2.49	0.0	
群馬県企業局	323	7.0	2.17	0.0	
群馬県病院局	366	10.0	2.73	0.0	
群馬県警察本部	609	16.0	2.63	0.0	
埼玉県企業局	426	14.0	3.29	0.0	
埼玉県病院局	688	17.0	2.47	0.0	
埼玉県議会事務局	66	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	30.0	2.70	0.0	
千葉県企業庁	464	18.0	3.88	0.0	
千葉県水道局	995	23.0	2.31	0.0	
千葉県病院局	760	19.0	2.50	0.0	
千葉県議会事務局	58	2.0	3.45	0.0	
北千葉広域水道企業団	84	2.0	2.38	0.0	
君津広域水道企業団	67	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,651	38.0	2.30	0.0	
東京都議会議会局	143	4.0	2.80	0.0	
東京都人事委員会	66	2.0	3.03	0.0	
東京都監査事務局	92	4.0	4.35	0.0	
東京都交通局	1,997	47.0	2.35	0.0	
東京都水道局	2,789	84.0	3.01	0.0	
東京都下水道局	1,225	46.0	3.76	0.0	
警視庁	3,024	64.0	2.12	0.0	
東京消防庁	415	8.0	1.93	0.0	
神奈川県企業庁	1,028	31.0	3.02	0.0	
神奈川県病院局	1,008	22.0	2.18	0.0	
神奈川県議会議会局	76	3.0	3.95	0.0	
神奈川県警察本部	1,720	41.0	2.38	0.0	
新潟県企業局	91	1.0	1.10	0.0	
新潟県病院局	1,583	33.0	2.08	0.0	
新潟県警察本部	522	10.0	1.92	0.0	
富山県企業局	130	3.0	2.31	0.0	
富山県警察本部	313	6.0	1.92	0.0	
石川県警察本部	361	8.0	2.22	0.0	
福井県警察本部	301	7.0	2.33	0.0	
山梨県企業局	109	4.0	3.67	0.0	
山梨県警察本部	288	8.0	2.78	0.0	
長野県企業局	51	4.0	7.84	0.0	
長野県警察本部	421	10.0	2.38	0.0	
岐阜県警察本部	431	13.0	3.02	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	457	10.0	2.19	0.0	
静岡県警察本部	633	15.0	2.37	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	335	11.0	3.28	0.0	
愛知県病院事業庁	642	16.0	2.49	0.0	
名古屋港管理組合	270	5.0	1.85	0.0	
愛知県議会事務局	76	2.0	2.63	0.0	
愛知県警察本部	974	23.0	2.36	0.0	
三重県企業庁	118	4.0	3.39	0.0	
三重県病院事業庁	470	9.0	1.91	0.0	
三重県警察本部	378	10.0	2.65	0.0	
滋賀県警察本部	295	6.0	2.03	0.0	
京都府文化環境部(公営企画課、建設整備課)	76	2.0	2.63	0.0	
京都府警察本部	602	17.0	2.82	0.0	
大阪府水道部	463	11.0	2.38	0.0	
大阪府議会事務局	65	1.0	1.54	0.0	
大阪府警察本部	1,825	42.0	2.30	0.0	
兵庫県議会事務局	57	1.0	1.75	0.0	
兵庫県企業庁	216	8.0	3.70	0.0	
兵庫県病院局	1,872	48.0	2.56	0.0	
兵庫県警察本部	817	21.0	2.57	0.0	
奈良県警察本部	342	10.0	2.92	0.0	
和歌山県警察本部	319	6.0	1.88	0.0	
鳥取県病院局	475	11.0	2.32	0.0	
鳥取県警察本部	292	5.0	1.71	1.0	
島根県病院局	319	10.0	3.13	0.0	
島根県警察本部	298	6.0	2.01	0.0	
岡山県企業局	110	2.0	1.82	0.0	
岡山県警察本部	499	11.0	2.20	0.0	
広島県警察本部	535	10.0	1.87	1.0	
山口県警察本部	459	11.0	2.40	0.0	
徳島県企業局	112	3.0	2.68	0.0	
徳島県病院局	334	6.0	1.80	1.0	
徳島県警察本部	295	6.0	2.03	0.0	
香川県警察本部	277	7.0	2.53	0.0	
愛媛県警察本部	407	11.0	2.70	0.0	
愛媛県公営企業管理局	725	14.0	1.93	1.0	注4①
高知県公営企業局	259	7.0	2.70	0.0	
高知県警察本部	287	7.0	2.44	0.0	
福岡県警察本部	922	18.0	1.95	1.0	
佐賀県警察本部	291	10.0	3.44	0.0	
長崎県交通局	151	5.0	3.31	0.0	
長崎県離島医療圏組合	613	12.0	1.96	0.0	
長崎県警察本部	451	10.0	2.22	0.0	
熊本県警察本部	421	8.0	1.90	0.0	
大分県企業局	105	2.0	1.90	0.0	
大分県病院局	230	4.0	1.74	0.0	
大分県警察本部	335	5.0	1.49	2.0	注4②
宮崎県企業局	82	3.0	3.66	0.0	
宮崎県病院局	399	8.0	2.01	0.0	
宮崎県警察本部	304	6.0	1.97	0.0	
鹿児島県立病院局	378	7.0	1.85	0.0	
鹿児島県警察本部	423	12.0	2.84	0.0	
沖縄県警察本部	303	7.0	2.31	0.0	
沖縄県企業局	275	9.0	3.27	0.0	
沖縄県病院事務局	810	14.0	1.73	3.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ① 愛媛県公営企業管理局においては、10月7日現在において、障害者の数15.0人、実雇用率2.07%、不足数0.0人となっている。
② 大分県警察本部においては、6月11日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.09%、不足数0.0人となっている。